

目 次

辞 令	ページ
事務所長の任免について	1

辞 令

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 15 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

平成 22 年 11 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成 22 年 10 月 20 日付け 新発田市事務所長を免ずる 大 山 康 一